

4 事業所税のしくみ

納税義務者	広島市内の事業所等で事業を行う法人又は個人 (P. 5~6)		
課税標準	資産割	法人	事業年度の末日現在における事業所床面積 (P. 8~11) (借家も含みます。)
		個人	前年の12月31日現在における事業所床面積 (P. 8~11) (借家も含みます。)
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額 (P. 11~13)
		個人	前年中に支払われた従業者給与総額 (P. 11~13)
税率	資産割	事業所床面積 1 m ² につき 600 円 (P. 6)	
	従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25 (P. 6)	
免税点 (注1)	資産割	市内の各事業所等に係る事業所床面積 (非課税の適用を受ける事業所床面積は除きます。) の合計が 1,000 m ² 以下の場合は課税されません。 (P. 6~7)	
	従業者割	市内の各事業所等の従業者数 (非課税の適用に係る従業者は除きます。) の合計が 100 人以下の場合は課税されません。 (P. 7~8)	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から 2か月以内 (P. 18~19)	
	個人	3月 15 日まで (P. 18~19) (注2)	

- ・ 非課税…………… 公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設、路外駐車場等の公共性が高く都市機能上必要とされる施設、勤労者の福利厚生施設、消防・防災用設備で一定のものなどは、非課税とされています。 (P. 13、22~29)
- ・ 課税標準の特例… 協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫、公害防止施設、ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で一定のものなどは、課税標準の特例により税負担が軽減されます。 (P. 13~14、30~36)

(注1) 免税点以下で納付すべき事業所税がない場合でも、次の①から③のいずれかに該当する方は、申告していただく必要があります。 (P. 18)

- ① 前事業年度又は前年に納付すべき事業所税額があった方
- ② 広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 800 m²を超える方
- ③ 広島市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 80 人を超える方

(注2) 年の中途中で事業を廃止した場合は当該廃止の日より 1 月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 月以内となります。